

4月から子ども医療費助成が 中学生まで受けられます!!

資格喪失日が中学校3年生の年度末までになった受給者証を、3月下旬に受給者あてに郵送しました。(資格申請をされていない方は申請が必要です。)

受給者証の内容をご確認ください

医療機関窓口へ提示する際は、対象者本人の受給者証であることを確認してください。

資格喪失日は中学校修了の年度末になっていますか？

子ども医療費受給者証	
公費負担番号	8 0 4 3 0 9 8 6
受給者番号	
受給者氏名	
給付住所	
フリガナ	
子ども氏名	
生年月日	性別
資格取得日	
資格喪失日	
(注) 県内の保険医療機関での外来診療のみ利用できます。	
熊本県上益城郡益城町長	

登録されている保険証内容

被保険者名

保険者名

記号番号

現物給付を受けられる際は、かならず健康保険証と併せて医療機関の窓口にてご提示ください。加入している健康保険証が上記の内容と異なる場合は、医療機関で、子ども医療費受給者証がご利用いただけませんので、益城町役場において保険変更の手続きを行ってください。

【県内保険医療機関・保険薬局へお願い】

益城町においては、医療費の給付・審査及び支払いに関する事務は、熊本県国民健康保険団体連合会・熊本県社会保険診療報酬支払基金に委託しています。

よって、診療報酬明細書に公費負担番号及び受給者番号を付して子ども医療費の請求をしてください。

*対象年齢は満15歳の年度末まで(義務教育修了前)です。左記の資格喪失日をご確認ください。

*自己負担はありません(一部負担金の全額を助成します)。

*他の公費に該当する場合は他法優先となります。残りの自己負担分を子ども医療(80公費)で請求してください。

入院・県外医療機関・その他(差支・装具等)の償還払いの手続きについては裏面をご覧ください。

お持ちの保険証と同じ内容になっていますか？
保険証の内容が変わっている場合には、子ども課へ変更届をお願いします。
※印鑑、保険証、受給者証をご持参ください。
(被保険者が変わった場合は、通帳も必要です)

子ども医療費助成制度とは、保険診療に係る医療費の一部負担金を助成する制度です。

益城町では、一部負担金の全額を助成しています。助成方法は、現物給付と償還払いの2種類があります。

現物給付	健康保険証と子ども医療費受給者証を併せて提示することで、医療機関窓口で助成が受けられますので、一部負担金の支払いが不要です。 県内の保険医療機関の外来受診(医科・歯科・調剤)が対象です。 ※医療機関によっては、国県の公費に該当する場合や時間外診療の場合には利用できないことがあります。
償還払い	医療機関へ一部負担金を支払い、役場子ども課へ医療費の請求を行います。 入院および県外医療機関、その他一部負担金を支払う場合は償還払いとなります。 ※保険給付金(高額療養費、附加給付金)に該当する場合は、保険給付を受けた後、最終的に残った医療費負担分を助成します。

助成できないもの

●健康保険のきかないもの

入院時食事療養費・差額室料、容器代、健診、予防接種、文書料、紹介状無し負担金、交通事故(第三者傷害)など

※10割負担の場合は保険外とみなします。

●学校等の管理下における災害等で、災害共済給付の対象となるもの

学校内、登下校中、部活動中、課外活動中など

問い合わせ先 子ども課子育て支援係

☎ 286-3111 内線262

